

岐阜県議会議員選挙 4月8日執行予定

～行きます投票 わたしの岐阜が好きだから～

岐阜県議会議員選挙が4月8日(日)に行われる予定です。
候補者の政見など、よく見、よく聞き、よく考えて、私たちの代表を選びましょう。
また、選挙は、私たちが政治に参加できる大切な機会のひとつです。貴重な権利を放棄しないよう必ず投票しましょう。

投票	<p>【投票日】 4月8日(日)</p> <p>【時間】 午前7時～午後8時</p> <p>【場所】 第1投票区 笠松中央公民館 集会室 第2投票区 松枝公民館 第3投票区 下羽栗会館</p>
投票できるかた	<p>昭和62年4月9日以前に生まれた人で、平成18年12月29日以前に笠松町で住民基本台帳(住民票)が作成され、町の選挙人名簿に登録されているかた</p>
期日前投票	<p>投票日に「工作中」「投票区の区域外に旅行中」などの理由で投票できないかたは、次の要領で期日前投票ができます。</p> <p>【期間】 3月31日(土)～4月7日(土)</p> <p>【時間】 午前8時30分～午後8時</p> <p>【場所】 役場1階 住民課ロビー</p> <p>【方法】 宣誓書に書かれている事由を選択し、住所、氏名、生年月日を記入します。印鑑は不要です。</p>
在宅投票	<p>身体に次のような重度の障害があるかたは、郵便により自宅で投票することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳をお持ちのかたで、両下肢、体幹または移動機能の障害が1級か2級のかた、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害が1級か3級のかた、免疫の障害の程度が1級～3級のかた ・戦傷病者手帳をお持ちのかたで、両下肢、体幹または移動機能の障害が特別項症から第2項症までのかた、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害が特別項症から第3項症までのかた ・介護保険の被保険者証をお持ちのかたで、要介護状態区分が要介護5のかた
開票	<p>【月日】 4月8日(日)</p> <p>【時間】 午後9時～</p> <p>【場所】 笠松中央公民館 3階大ホール</p>
投票所入場券	<p>3月30日(金)発送</p> <p>万一、入場券をなくしたときでも投票はできますので、投票所で係員に申し出てください。</p> <p>入場券が届かない場合は、町選挙管理委員会へお問い合わせください。</p>
問合せ先	<p>笠松町選挙管理委員会 ☎388-1111</p>

第1投票区(笠松地域)の投票所が笠松小学校講堂から笠松中央公民館集会室へ変更となりましたので、ご注意ください。